

元方事業者等の皆様へ

免許証等の確認は原本で！

福岡労働局労働基準部安全課

最近、労働安全衛生法に基づく免許証について、当該免許証のコピーを偽造し、元方事業者に免許証を所有しているとして、それを提出するという事案が発生しました。

このような免許証コピーの偽造防止、ひいては無資格就業の防止を図るため、関係請負人の労働者が労働安全衛生法に基づく就業制限業務に就く際に、元方事業者等に提出された免許証や技能講習修了証等のコピーだけで資格を確認するのではなく、必ず原本で有資格者かどうか、確かめるようにしましょう！

(参考)

○ 労働安全衛生法に基づく 免許（建設業及び労働衛生関連で主なもの）

- ・ クレーン・デリック運転士
- ・ 移動式クレーン運転士
- ・ 揚貨装置運転士
- ・ 発破技士
- ・ ガス溶接作業主任者
- ・ 林業架線作業主任者
- ・ 第一種衛生管理者
- ・ 第二種衛生管理者
- ・ 衛生工学衛生管理者
- ・ 高圧室内作業主任者
- ・ 潜水士



免許証（見本）

○ 労働安全衛生法に基づく 技能講習（建設業関連で主なもの）

- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転
- ・ 車両系建設機械（基礎工事用）運転
- ・ 不整地運搬車運転 ・ 高所作業車運転
- ・ ガス溶接
- ・ ずい道等の掘削等作業主任者
- ・ 型枠支保工の組立て等作業主任者
- ・ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
- ・ 鋼橋架設等作業主任者
- ・ コンクリート破砕器作業主任者
- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者
- ・ 酸素欠乏危険作業主任者
- ・ 有機溶剤作業主任者
- ・ 車両系建設機械（解体用）運転
- ・ 小型移動式クレーン運転 ・ 玉掛け
- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
- ・ ずい道等の覆工作業主任者
- ・ 足場の組立て等作業主任者
- ・ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
- ・ コンクリート橋架設等作業主任者
- ・ 採石のための掘削作業主任者
- ・ 木材加工用機械作業主任者
- ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ・ 石綿作業主任者